【 2 東 病棟 】

厚生労働大臣の定める掲示事項（令和 8年10月1日現在）

○入院基本料について

当病棟では、入院患者さんに対して看護職員（看護師及び准看護師）が平均して7対1の割合で配置されています。
また、1日につき8人以上の看護職員及び1人程度の看護補助者が勤務しています。尚、時間帯ごとの配置は以下のとおりです。

日勤帯	朝8時30分～夕方16時30分まで	1人当たりの受け持ち患者数は、看護職員 9人、看護補助者 17人以内です。
準夜帯	夕方16時30分～深夜0時30分まで	1人当たりの受け持ち患者数は、看護職員 5人、看護補助者 17人以内です。
深夜帯	深夜0時30分～朝8時30分まで	1人当たりの受け持ち患者数は、看護職員 5人以内です。

（令和7年10月1日～令和8年9月30日の平均入院患者で計算しています）

○入院時食事療養について

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を 適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

○食事の特別メニューについて

一般食の患者さまに限り、毎日の昼食のメインメニューをお好みによって選択ができます。ただし、メニューを選択された患者さまは、一食につき50円が自己負担となります。

○栄養サポートチームによる診療について

当院では栄養管理に関する所定の研修を修了した医師、看護師、薬剤師、管理栄養士などで構成する栄養サポートチームを設置しています。
栄養状態を良好に保つことは、治療効果を上げることに大きな役割を持っています。年齢・身長・体重、疾患などに応じて分析を行い、必要なエネルギーや栄養素を管理し早期回復・治療を進めています。

○医療安全について

医療安全に関するご相談は、医療安全管理者が地域連携室、関係部署と連携・協力してお受けしています。地域連携室相談窓口又は看護師長にお気軽にお申し出下さい。

○院内感染防止対策に関する取り組み事項について

当院では、安全で快適な療養環境を提供するため、感染防止対策について以下の取り組みを行っています。

1. 感染防止対策に関する基本的な考え方
 医療機関においては、患者、面会者、職員すべての人々が、感染を受けるまたは感染源になる可能性があります。病院全体で感染防止対策に取り組んで予防に努めると共に、発生時の速やかな対応を行います。
2. 感染防止対策組織
 ●感染防止対策委員会
 感染防止対策に関する意思決定機関として感染防止対策委員会を設置し、毎月1回委員会を開催し感染防止対策に関する事項を検討しています。
 ●感染防止対策室
 他部署から独立した病院長直属の感染防止対策室を設置し、感染防止対策チーム、抗菌薬適正支援チーム、感染防止対策リンクスタッフの組織、運営を総括しています。
 また、感染防止対策委員会と連携して、組織横断的に院内感染防止対策と抗菌薬適正使用の取り組みに対する実務全般を担っています。
 ・ 感染防止対策チーム
 専門知識をもった医師・看護師・薬剤師・臨床検査技師による感染防止対策チームを設置し、院内の感染防止対策の推進を行っています。
 ・ 抗菌薬適正使用支援チーム
 患者に抗菌薬を使用する際に最大限の効果を導くと同時に、有害事象や耐性菌の発症をできるだけ最小限にとどめ、いち早く感染症治療が完了できる（治療を最適化する）ように担当医師の支援を行っています。
 ・ 感染防止対策リンクスタッフ
 各部署において感染防止対策を推進する担当者を配置しています。
3. 院内感染防止対策のための職員研修
 院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について、職員に周知徹底を図ることを目的に全職員対象（年2回以上）、新入職員対象等の研修を開催しています。
4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針
 薬剤耐性菌、感染性胃腸炎、結核等による感染拡大を予防するために、感染防止対策チームは、病原体の検出情報を把握し、各部署を巡回して感染防止対策の強化を行います。臨床検査技師は薬剤耐性菌の検出情報を週1回作成して電子カルテに掲載し情報の共有を行っています。
5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針
 院内において感染拡大が疑われる事例が発生した場合には、感染防止対策チームが拡大防止に向けて速やかに対応しています。重大な感染の発生時は臨時の感染防止対策委員会を開催し、速やかな対策を講じています。
6. 感染防止対策推進のために必要な基本方針
 感染防止対策推進のためのガイドラインを参考に、感染防止対策マニュアルを整備して職員への周知徹底を図っています。
 また、近隣の医療機関や保健所等と連携して地域全体の感染防止対策を推進しています。

○ジェネリック医薬品について

当院では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。ジェネリック医薬品を希望される方は、主治医へ申し出てください。
尚、当該病棟の病棟専任薬剤師は【深澤 拓也】です。

○退院支援について

当院では、患者様が安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、入院早期より退院困難な要因を有する患者様を抽出し、退院支援を行っております。病棟の退院支援担当者は次のとおりです。

退院支援担当者	田中 彩香

令和 8 年 10 月 1 日 鳥取市立病院 病院長 大石 正博

【 3 東 病棟 】

厚生労働大臣の定める掲示事項（令和 8年10月1日現在）

○入院基本料について

当病棟では、入院患者さんに対して看護職員（看護師及び准看護師）が平均して7対1の割合で配置されています。
また、1日につき14人以上の看護職員及び1人程度の看護補助者が勤務しています。尚、時間帯ごとの配置は以下のとおりです。

日勤帯	朝8時30分～夕方16時30分まで	1人当たりの受け持ち患者数は、看護職員 4人、看護補助者 31人以内です。
準夜帯	夕方16時30分～深夜0時30分まで	1人当たりの受け持ち患者数は、看護職員 16人、看護補助者 31人以内です。
深夜帯	深夜0時30分～朝8時30分まで	1人当たりの受け持ち患者数は、看護職員 16人以内です。

（令和7年10月1日～令和8年9月30日の平均入院患者で計算しています）

○入院時食事療養について

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を 適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

○食事の特別メニューについて

一般食の患者さまに限り、毎日の昼食のメインメニューをお好みによって選択ができます。ただし、メニューを選択された患者さまは、一食につき50円が自己負担となります。

○栄養サポートチームによる診療について

当院では栄養管理に関する所定の研修を修了した医師、看護師、薬剤師、管理栄養士などで構成する栄養サポートチームを設置しています。
栄養状態を良好に保つことは、治療効果を上げることに大きな役割を持っています。年齢・身長・体重、疾患などに応じて分析を行い、必要なエネルギーや栄養素を管理し早期回復・治療を進めています。

○医療安全について

医療安全に関するご相談は、医療安全管理者が地域連携室、関係部署と連携・協力してお受けしています。地域連携室相談窓口又は看護師長にお気軽にお申し出下さい。

○院内感染防止対策に関する取り組み事項について

当院では、安全で快適な療養環境を提供するため、感染防止対策について以下の取り組みを行っています。

1. 感染防止対策に関する基本的な考え方
 医療機関においては、患者、面会者、職員すべての人々が、感染を受けるまたは感染源になる可能性があります。病院全体で感染防止対策に取り組んで予防に努めると共に、発生時の速やかな対応を行います。
2. 感染防止対策組織
 ●感染防止対策委員会
 感染防止対策に関する意思決定機関として感染防止対策委員会を設置し、毎月1回委員会を開催し感染防止対策に関する事項を検討しています。
 ●感染防止対策室
 他部署から独立した病院長直属の感染防止対策室を設置し、感染防止対策チーム、抗菌薬適正支援チーム、感染防止対策リンクスタッフの組織、運営を総括しています。
 また、感染防止対策委員会と連携して、組織横断的に院内感染防止対策と抗菌薬適正使用の取り組みに対する実務全般を担っています。
 ・ 感染防止対策チーム
 専門知識をもった医師・看護師・薬剤師・臨床検査技師による感染防止対策チームを設置し、院内の感染防止対策の推進を行っています。
 ・ 抗菌薬適正使用支援チーム
 患者に抗菌薬を使用する際に最大限の効果を導くと同時に、有害事象や耐性菌の発症をできるだけ最小限にとどめ、いち早く感染症治療が完了できる（治療を最適化する）ように担当医師の支援を行っています。
 ・ 感染防止対策リンクスタッフ
 各部署において感染防止対策を推進する担当者を配置しています。
3. 院内感染防止対策のための職員研修
 院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について、職員に周知徹底を図ることを目的に全職員対象（年2回以上）、新入職員対象等の研修を開催しています。
4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針
 薬剤耐性菌、感染性胃腸炎、結核等による感染拡大を予防するために、感染防止対策チームは、病原体の検出情報を把握し、各部署を巡回して感染防止対策の強化を行います。臨床検査技師は薬剤耐性菌の検出情報を週1回作成して電子カルテに掲載し情報の共有を行っています。
5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針
 院内において感染拡大が疑われる事例が発生した場合には、感染防止対策チームが拡大防止に向けて速やかに対応しています。重大な感染の発生時は臨時の感染防止対策委員会を開催し、速やかな対策を講じています。
6. 感染防止対策推進のために必要な基本方針
 感染防止対策推進のためのガイドラインを参考に、感染防止対策マニュアルを整備して職員への周知徹底を図っています。
 また、近隣の医療機関や保健所等と連携して地域全体の感染防止対策を推進しています。

○ジェネリック医薬品について

当院では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。ジェネリック医薬品を希望される方は、主治医へ申し出てください。
尚、当該病棟の病棟専任薬剤師は【石井 香代子】です。

○退院支援について

当院では、患者様が安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、入院早期より退院困難な要因を有する患者様を抽出し、退院支援を行っております。病棟の退院支援担当者は次のとおりです。

退院支援担当者	前田 惇子

令和 8 年 10 月 1 日 鳥取市立病院 病院長 大石 正博

【 4 東 病棟 】

厚生労働大臣の定める掲示事項（令和 8年10月1日現在）

○入院基本料について

当病棟では、入院患者さんに対して看護職員（看護師及び准看護師）が平均して7対1の割合で配置されています。
また、1日につき16人以上の看護職員及び1人程度の看護補助者が勤務しています。尚、時間帯ごとの配置は以下のとおりです。

日勤帯	朝8時30分～夕方16時30分まで	1人当たりの受け持ち患者数は、看護職員 4人、看護補助者 37人以内です。
準夜帯	夕方16時30分～深夜0時30分まで	1人当たりの受け持ち患者数は、看護職員 19人、看護補助者 37人以内です。
深夜帯	深夜0時30分～朝8時30分まで	1人当たりの受け持ち患者数は、看護職員 19人、看護補助者 37人以内です。

（令和7年10月1日～令和8年9月30日の平均入院患者で計算しています）

○入院時食事療養について

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を 適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

○食事の特別メニューについて

一般食の患者さまに限り、毎日の昼食のメインメニューをお好みによって選択ができます。ただし、メニューを選択された患者さまは、一食につき50円が自己負担となります。

○栄養サポートチームによる診療について

当院では栄養管理に関する所定の研修を修了した医師、看護師、薬剤師、管理栄養士などで構成する栄養サポートチームを設置しています。
栄養状態を良好に保つことは、治療効果を上げることに大きな役割を持っています。年齢・身長・体重、疾患などに応じて分析を行い、必要なエネルギーや栄養素を管理し早期回復・治療を進めています。

○医療安全について

医療安全に関するご相談は、医療安全管理者が地域連携室、関係部署と連携・協力してお受けしています。地域連携室相談窓口又は看護師長にお気軽にお申し出下さい。

○院内感染防止対策に関する取り組み事項について

当院では、安全で快適な療養環境を提供するため、感染防止対策について以下の取り組みを行っています。

1. 感染防止対策に関する基本的な考え方
 医療機関においては、患者、面会者、職員すべての人々が、感染を受けるまたは感染源になる可能性があります。病院全体で感染防止対策に取り組んで予防に努めると共に、発生時の速やかな対応を行います。
2. 感染防止対策組織
 ●感染防止対策委員会
 感染防止対策に関する意思決定機関として感染防止対策委員会を設置し、毎月1回委員会を開催し感染防止対策に関する事項を検討しています。
 ●感染防止対策室
 他部署から独立した病院長直属の感染防止対策室を設置し、感染防止対策チーム、抗菌薬適正支援チーム、感染防止対策リンクスタッフの組織、運営を総括しています。
 また、感染防止対策委員会と連携して、組織横断的に院内感染防止対策と抗菌薬適正使用の取り組みに対する実務全般を担っています。
 ・ 感染防止対策チーム
 専門知識をもった医師・看護師・薬剤師・臨床検査技師による感染防止対策チームを設置し、院内の感染防止対策の推進を行っています。
 ・ 抗菌薬適正使用支援チーム
 患者に抗菌薬を使用する際に最大限の効果を導くと同時に、有害事象や耐性菌の発症をできるだけ最小限にとどめ、いち早く感染症治療が完了できる（治療を最適化する）ように担当医師の支援を行っています。
 ・ 感染防止対策リンクスタッフ
 各部署において感染防止対策を推進する担当者を配置しています。
3. 院内感染防止対策のための職員研修
 院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について、職員に周知徹底を図ることを目的に全職員対象（年2回以上）、新入職員対象等の研修を開催しています。
4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針
 薬剤耐性菌、感染性胃腸炎、結核等による感染拡大を予防するために、感染防止対策チームは、病原体の検出情報を把握し、各部署を巡回して感染防止対策の強化を行います。臨床検査技師は薬剤耐性菌の検出情報を週1回作成して電子カルテに掲載し情報の共有を行っています。
5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針
 院内において感染拡大が疑われる事例が発生した場合には、感染防止対策チームが拡大防止に向けて速やかに対応しています。重大な感染の発生時は臨時の感染防止対策委員会を開催し、速やかな対策を講じています。
6. 感染防止対策推進のために必要な基本方針
 感染防止対策推進のためのガイドラインを参考に、感染防止対策マニュアルを整備して職員への周知徹底を図っています。
 また、近隣の医療機関や保健所等と連携して地域全体の感染防止対策を推進しています。

○ジェネリック医薬品について

当院では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。ジェネリック医薬品を希望される方は、主治医へ申し出てください。
尚、当該病棟の病棟専任薬剤師は【廣田 朝美】です。

○退院支援について

当院では、患者様が安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、入院早期より退院困難な要因を有する患者様を抽出し、退院支援を行っております。病棟の退院支援担当者は次のとおりです。

退院支援担当者	田中 彩香

令和 8 年 10 月 1 日 鳥取市立病院 病院長 大石 正博

【 4 西 病棟 】

厚生労働大臣の定める掲示事項（令和 8年10月1日現在）

○入院基本料について

当病棟では、入院患者さんに対して看護職員（看護師及び准看護師）が平均して13対1の割合で配置されています。
また、1日につき9人以上の看護職員及び1人程度の看護補助者が勤務しています。尚、時間帯ごとの配置は以下のとおりです。

日勤帯	朝8時30分～夕方16時30分まで	1人当たりの受け持ち患者数は、看護職員 7人、看護補助者 18人以内です。
準夜帯	夕方16時30分～深夜0時30分まで	1人当たりの受け持ち患者数は、看護職員 18人、看護補助者 35人以内です。
深夜帯	深夜0時30分～朝8時30分まで	1人当たりの受け持ち患者数は、看護職員 18人、看護補助者 35人以内です。

（令和7年10月1日～令和8年9月30日の平均入院患者で計算しています）

○入院時食事療養について

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を 適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

○食事の特別メニューについて

一般食の患者さまに限り、毎日の昼食のメインメニューをお好みによって選択ができます。ただし、メニューを選択された患者さまは、一食につき50円が自己負担となります。

○栄養サポートチームによる診療について

当院では栄養管理に関する所定の研修を修了した医師、看護師、薬剤師、管理栄養士などで構成する栄養サポートチームを設置しています。
栄養状態を良好に保つことは、治療効果を上げることに大きな役割を持っています。年齢・身長・体重、疾患などに応じて分析を行い、必要なエネルギーや栄養素を管理し早期回復・治療を進めています。

○医療安全について

医療安全に関するご相談は、医療安全管理者が地域連携室、関係部署と連携・協力してお受けしています。地域連携室相談窓口又は看護師長にお気軽にお申し出下さい。

○院内感染防止対策に関する取り組み事項について

当院では、安全で快適な療養環境を提供するため、感染防止対策について以下の取り組みを行っています。

1. 感染防止対策に関する基本的な考え方
 医療機関においては、患者、面会者、職員すべての人々が、感染を受けるまたは感染源になる可能性があります。病院全体で感染防止対策に取り組んで予防に努めると共に、発生時の速やかな対応を行います。
2. 感染防止対策組織
 ●感染防止対策委員会
 感染防止対策に関する意思決定機関として感染防止対策委員会を設置し、毎月1回委員会を開催し感染防止対策に関する事項を検討しています。
 ●感染防止対策室
 他部署から独立した病院長直属の感染防止対策室を設置し、感染防止対策チーム、抗菌薬適正支援チーム、感染防止対策リンクスタッフの組織、運営を総括しています。
 また、感染防止対策委員会と連携して、組織横断的に院内感染防止対策と抗菌薬適正使用の取り組みに対する実務全般を担っています。
 ・ 感染防止対策チーム
 専門知識をもった医師・看護師・薬剤師・臨床検査技師による感染防止対策チームを設置し、院内の感染防止対策の推進を行っています。
 ・ 抗菌薬適正使用支援チーム
 患者に抗菌薬を使用する際に最大限の効果を導くと同時に、有害事象や耐性菌の発症をできるだけ最小限にとどめ、いち早く感染症治療が完了できる（治療を最適化する）ように担当医師の支援を行っています。
 ・ 感染防止対策リンクスタッフ
 各部署において感染防止対策を推進する担当者を配置しています。
3. 院内感染防止対策のための職員研修
 院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について、職員に周知徹底を図ることを目的に全職員対象（年2回以上）、新入職員対象等の研修を開催しています。
4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針
 薬剤耐性菌、感染性胃腸炎、結核等による感染拡大を予防するために、感染防止対策チームは、病原体の検出情報を把握し、各部署を巡回して感染防止対策の強化を行います。臨床検査技師は薬剤耐性菌の検出情報を週1回作成して電子カルテに掲載し情報の共有を行っています。
5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針
 院内において感染拡大が疑われる事例が発生した場合には、感染防止対策チームが拡大防止に向けて速やかに対応しています。重大な感染の発生時は臨時の感染防止対策委員会を開催し、速やかな対策を講じています。
6. 感染防止対策推進のために必要な基本方針
 感染防止対策推進のためのガイドラインを参考に、感染防止対策マニュアルを整備して職員への周知徹底を図っています。
 また、近隣の医療機関や保健所等と連携して地域全体の感染防止対策を推進しています。

○ジェネリック医薬品について

当院では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。ジェネリック医薬品を希望される方は、主治医へ申し出てください。

○退院支援について

当院では、患者様が安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、入院早期より退院困難な要因を有する患者様を抽出し、退院支援を行っております。病棟の退院支援担当者は次のとおりです。

退院支援担当者	前田 惇子

令和 8 年 10 月 1 日 鳥取市立病院 病院長 大石 正博

【 5 東 病棟 】

厚生労働大臣の定める掲示事項（令和 8年10月1日現在）

○入院基本料について

当病棟では、入院患者さんに対して看護職員（看護師及び准看護師）が平均して7対1の割合で配置されています。
また、1日につき15人以上の看護職員及び1人程度の看護補助者が勤務しています。尚、時間帯ごとの配置は以下のとおりです。

日勤帯	朝8時30分～夕方16時30分まで	1人当たりの受け持ち患者数は、看護職員 3人、看護補助者 33人以内です。
準夜帯	夕方16時30分～深夜0時30分まで	1人当たりの受け持ち患者数は、看護職員 17人、看護補助者 33人以内です。
深夜帯	深夜0時30分～朝8時30分まで	1人当たりの受け持ち患者数は、看護職員 17人、看護補助者 33人以内です。

（令和7年10月1日～令和8年9月30日の平均入院患者で計算しています）

○入院時食事療養について

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を 適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

○食事の特別メニューについて

一般食の患者さまに限り、毎日の昼食のメインメニューをお好みによって選択ができます。ただし、メニューを選択された患者さまは、一食につき50円が自己負担となります。

○栄養サポートチームによる診療について

当院では栄養管理に関する所定の研修を修了した医師、看護師、薬剤師、管理栄養士などで構成する栄養サポートチームを設置しています。
栄養状態を良好に保つことは、治療効果を上げることに大きな役割を持っています。年齢・身長・体重、疾患などに応じて分析を行い、必要なエネルギーや栄養素を管理し早期回復・治療を進めています。

○医療安全について

医療安全に関するご相談は、医療安全管理者が地域連携室、関係部署と連携・協力してお受けしています。地域連携室相談窓口又は看護師長にお気軽にお申し出下さい。

○院内感染防止対策に関する取り組み事項について

当院では、安全で快適な療養環境を提供するため、感染防止対策について以下の取り組みを行っています。

1. 感染防止対策に関する基本的な考え方
 医療機関においては、患者、面会者、職員すべての人々が、感染を受けるまたは感染源になる可能性があります。病院全体で感染防止対策に取り組んで予防に努めると共に、発生時の速やかな対応を行います。
2. 感染防止対策組織
 ●感染防止対策委員会
 感染防止対策に関する意思決定機関として感染防止対策委員会を設置し、毎月1回委員会を開催し感染防止対策に関する事項を検討しています。
 ●感染防止対策室
 他部署から独立した病院長直属の感染防止対策室を設置し、感染防止対策チーム、抗菌薬適正支援チーム、感染防止対策リンクスタッフの組織、運営を総括しています。
 また、感染防止対策委員会と連携して、組織横断的に院内感染防止対策と抗菌薬適正使用の取り組みに対する実務全般を担っています。
 ・ 感染防止対策チーム
 専門知識をもった医師・看護師・薬剤師・臨床検査技師による感染防止対策チームを設置し、院内の感染防止対策の推進を行っています。
 ・ 抗菌薬適正使用支援チーム
 患者に抗菌薬を使用する際に最大限の効果を導くと同時に、有害事象や耐性菌の発症をできるだけ最小限にとどめ、いち早く感染症治療が完了できる（治療を最適化する）ように担当医師の支援を行っています。
 ・ 感染防止対策リンクスタッフ
 各部署において感染防止対策を推進する担当者を配置しています。
3. 院内感染防止対策のための職員研修
 院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について、職員に周知徹底を図ることを目的に全職員対象（年2回以上）、新入職員対象等の研修を開催しています。
4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針
 薬剤耐性菌、感染性胃腸炎、結核等による感染拡大を予防するために、感染防止対策チームは、病原体の検出情報を把握し、各部署を巡回して感染防止対策の強化を行います。臨床検査技師は薬剤耐性菌の検出情報を週1回作成して電子カルテに掲載し情報の共有を行っています。
5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針
 院内において感染拡大が疑われる事例が発生した場合には、感染防止対策チームが拡大防止に向けて速やかに対応しています。重大な感染の発生時は臨時の感染防止対策委員会を開催し、速やかな対策を講じています。
6. 感染防止対策推進のために必要な基本方針
 感染防止対策推進のためのガイドラインを参考に、感染防止対策マニュアルを整備して職員への周知徹底を図っています。
 また、近隣の医療機関や保健所等と連携して地域全体の感染防止対策を推進しています。

○ジェネリック医薬品について

当院では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。ジェネリック医薬品を希望される方は、主治医へ申し出てください。
尚、当該病棟の病棟専任薬剤師は【吉川三保子】です。

○退院支援について

当院では、患者様が安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、入院早期より退院困難な要因を有する患者様を抽出し、退院支援を行っております。病棟の退院支援担当者は次のとおりです。

退院支援担当者	吉田 行江

令和 8 年 10 月 1 日 鳥取市立病院 病院長 大石 正博

【 5 西 病棟 】

厚生労働大臣の定める掲示事項（令和 8年10月1日現在）

○入院基本料について

当病棟では、入院患者さんに対して看護職員（看護師及び准看護師）が平均して7対1の割合で配置されています。
また、1日につき16人以上の看護職員及び1人程度の看護補助者が勤務しています。尚、時間帯ごとの配置は以下のとおりです。

日勤帯	朝8時30分～夕方16時30分まで	1人当たりの受け持ち患者数は、看護職員 4人、看護補助者 37人以内です。
準夜帯	夕方16時30分～深夜0時30分まで	1人当たりの受け持ち患者数は、看護職員 19人、看護補助者 37人以内です。
深夜帯	深夜0時30分～朝8時30分まで	1人当たりの受け持ち患者数は、看護職員 19人、看護補助者 37人以内です。

（令和7年10月1日～令和8年9月30日の平均入院患者で計算しています）

○入院時食事療養について

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を 適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

○食事の特別メニューについて

一般食の患者さまに限り、毎日の昼食のメインメニューをお好みによって選択ができます。ただし、メニューを選択された患者さまは、一食につき50円が自己負担となります。

○栄養サポートチームによる診療について

当院では栄養管理に関する所定の研修を修了した医師、看護師、薬剤師、管理栄養士などで構成する栄養サポートチームを設置しています。
栄養状態を良好に保つことは、治療効果を上げることに大きな役割を持っています。年齢・身長・体重、疾患などに応じて分析を行い、必要なエネルギーや栄養素を管理し早期回復・治療を進めています。

○医療安全について

医療安全に関するご相談は、医療安全管理者が地域連携室、関係部署と連携・協力してお受けしています。地域連携室相談窓口又は看護師長にお気軽にお申し出下さい。

○院内感染防止対策に関する取り組み事項について

当院では、安全で快適な療養環境を提供するため、感染防止対策について以下の取り組みを行っています。

1. 感染防止対策に関する基本的な考え方
 医療機関においては、患者、面会者、職員すべての人々が、感染を受けるまたは感染源になる可能性があります。病院全体で感染防止対策に取り組んで予防に努めると共に、発生時の速やかな対応を行います。
2. 感染防止対策組織
 ●感染防止対策委員会
 感染防止対策に関する意思決定機関として感染防止対策委員会を設置し、毎月1回委員会を開催し感染防止対策に関する事項を検討しています。
 ●感染防止対策室
 他部署から独立した病院長直属の感染防止対策室を設置し、感染防止対策チーム、抗菌薬適正支援チーム、感染防止対策リンクスタッフの組織、運営を総括しています。
 また、感染防止対策委員会と連携して、組織横断的に院内感染防止対策と抗菌薬適正使用の取り組みに対する実務全般を担っています。
 ・ 感染防止対策チーム
 専門知識をもった医師・看護師・薬剤師・臨床検査技師による感染防止対策チームを設置し、院内の感染防止対策の推進を行っています。
 ・ 抗菌薬適正使用支援チーム
 患者に抗菌薬を使用する際に最大限の効果を導くと同時に、有害事象や耐性菌の発症をできるだけ最小限にとどめ、いち早く感染症治療が完了できる（治療を最適化する）ように担当医師の支援を行っています。
 ・ 感染防止対策リンクスタッフ
 各部署において感染防止対策を推進する担当者を配置しています。
3. 院内感染防止対策のための職員研修
 院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について、職員に周知徹底を図ることを目的に全職員対象（年2回以上）、新入職員対象等の研修を開催しています。
4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針
 薬剤耐性菌、感染性胃腸炎、結核等による感染拡大を予防するために、感染防止対策チームは、病原体の検出情報を把握し、各部署を巡回して感染防止対策の強化を行います。臨床検査技師は薬剤耐性菌の検出情報を週1回作成して電子カルテに掲載し情報の共有を行っています。
5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針
 院内において感染拡大が疑われる事例が発生した場合には、感染防止対策チームが拡大防止に向けて速やかに対応しています。重大な感染の発生時は臨時の感染防止対策委員会を開催し、速やかな対策を講じています。
6. 感染防止対策推進のために必要な基本方針
 感染防止対策推進のためのガイドラインを参考に、感染防止対策マニュアルを整備して職員への周知徹底を図っています。
 また、近隣の医療機関や保健所等と連携して地域全体の感染防止対策を推進しています。

○ジェネリック医薬品について

当院では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。ジェネリック医薬品を希望される方は、主治医へ申し出てください。
尚、当該病棟の病棟専任薬剤師は【田中 康崇】です。

○退院支援について

当院では、患者様が安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、入院早期より退院困難な要因を有する患者様を抽出し、退院支援を行っております。病棟の退院支援担当者は次のとおりです。

退院支援担当者	山口 恵

令和 8 年 10 月 1 日 鳥取市立病院 病院長 大石 正博

【 6 東 病棟 】

厚生労働大臣の定める掲示事項（令和 8年10月1日現在）

○入院基本料について

当病棟では、入院患者さんに対して看護職員（看護師及び准看護師）が平均して7対1の割合で配置されています。
また、1日につき12人以上の看護職員及び1人程度の看護補助者が勤務しています。尚、時間帯ごとの配置は以下のとおりです。

日勤帯	朝8時30分～夕方16時30分まで	1人当たりの受け持ち患者数は、看護職員 4人、看護補助者 26人以内です。
準夜帯	夕方16時30分～深夜0時30分まで	1人当たりの受け持ち患者数は、看護職員 13人以内です。
深夜帯	深夜0時30分～朝8時30分まで	1人当たりの受け持ち患者数は、看護職員 13人、看護補助者 26人以内です。

（令和7年10月1日～令和8年9月30日の平均入院患者で計算しています）

○入院時食事療養について

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を 適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

○食事の特別メニューについて

一般食の患者さまに限り、毎日の昼食のメインメニューをお好みによって選択ができます。ただし、メニューを選択された患者さまは、一食につき50円が自己負担となります。

○栄養サポートチームによる診療について

当院では栄養管理に関する所定の研修を修了した医師、看護師、薬剤師、管理栄養士などで構成する栄養サポートチームを設置しています。
栄養状態を良好に保つことは、治療効果を上げることに大きな役割を持っています。年齢・身長・体重、疾患などに応じて分析を行い、必要なエネルギーや栄養素を管理し早期回復・治療を進めています。

○医療安全について

医療安全に関するご相談は、医療安全管理者が地域連携室、関係部署と連携・協力してお受けしています。地域連携室相談窓口又は看護師長にお気軽にお申し出下さい。

○院内感染防止対策に関する取り組み事項について

当院では、安全で快適な療養環境を提供するため、感染防止対策について以下の取り組みを行っています。

1. 感染防止対策に関する基本的な考え方
 医療機関においては、患者、面会者、職員すべての人々が、感染を受けるまたは感染源になる可能性があります。病院全体で感染防止対策に取り組んで予防に努めると共に、発生時の速やかな対応を行います。
2. 感染防止対策組織
 ●感染防止対策委員会
 感染防止対策に関する意思決定機関として感染防止対策委員会を設置し、毎月1回委員会を開催し感染防止対策に関する事項を検討しています。
 ●感染防止対策室
 他部署から独立した病院長直属の感染防止対策室を設置し、感染防止対策チーム、抗菌薬適正支援チーム、感染防止対策リンクスタッフの組織、運営を総括しています。
 また、感染防止対策委員会と連携して、組織横断的に院内感染防止対策と抗菌薬適正使用の取り組みに対する実務全般を担っています。
 ・ 感染防止対策チーム
 専門知識をもった医師・看護師・薬剤師・臨床検査技師による感染防止対策チームを設置し、院内の感染防止対策の推進を行っています。
 ・ 抗菌薬適正使用支援チーム
 患者に抗菌薬を使用する際に最大限の効果を導くと同時に、有害事象や耐性菌の発症をできるだけ最小限にとどめ、いち早く感染症治療が完了できる（治療を最適化する）ように担当医師の支援を行っています。
 ・ 感染防止対策リンクスタッフ
 各部署において感染防止対策を推進する担当者を配置しています。
3. 院内感染防止対策のための職員研修
 院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について、職員に周知徹底を図ることを目的に全職員対象（年2回以上）、新入職員対象等の研修を開催しています。
4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針
 薬剤耐性菌、感染性胃腸炎、結核等による感染拡大を予防するために、感染防止対策チームは、病原体の検出情報を把握し、各部署を巡回して感染防止対策の強化を行います。臨床検査技師は薬剤耐性菌の検出情報を週1回作成して電子カルテに掲載し情報の共有を行っています。
5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針
 院内において感染拡大が疑われる事例が発生した場合には、感染防止対策チームが拡大防止に向けて速やかに対応しています。重大な感染の発生時は臨時の感染防止対策委員会を開催し、速やかな対策を講じています。
6. 感染防止対策推進のために必要な基本方針
 感染防止対策推進のためのガイドラインを参考に、感染防止対策マニュアルを整備して職員への周知徹底を図っています。
 また、近隣の医療機関や保健所等と連携して地域全体の感染防止対策を推進しています。

○ジェネリック医薬品について

当院では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。ジェネリック医薬品を希望される方は、主治医へ申し出てください。
尚、当該病棟の病棟専任薬剤師は【熊谷 務】です。

○退院支援について

当院では、患者様が安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、入院早期より退院困難な要因を有する患者様を抽出し、退院支援を行っております。病棟の退院支援担当者は次のとおりです。

退院支援担当者	吉田 行江

令和 8 年 10 月 1 日 鳥取市立病院 病院長 大石 正博